

平成27年度株式会社海外需要開拓支援機構の業務の実績評価について

経済産業省

1. 背景

株式会社海外需要開拓支援機構（以下、「CJ 機構」という）は、「株式会社海外需要開拓支援機構法」（以下、「法」という）に基づき、平成25年11月に設立され、平成27年度は第3期目となる。CJ 機構の業績評価は、法第35条に基づき、毎年度行うこととなっている。

今回の評価報告は、平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）のCJ 機構の業務実績を評価するものである。

CJ 機構は平成26年度に初めて支援決定を行ったところであり、今回の業績評価の対象となる平成27年度においては、支援決定を行った事業への投資実行及び適切なモニタリングと、新規案件の組成を着実に両立させていくことが求められる。

2. 今年度の実績評価の項目

今年度の実績評価では、下記の項目について評価を行った。

- I. 支援決定等の実績
- II. 支援基準との適合性
- III. 投資実行後の取組
- IV. CJ 機構全体及び個別案件の KPI の達成状況
- V. 収入・支出予算の適切な執行

3. 具体的な評価

I. 支援決定等の実績

平成 27 年度は、支援決定を 3 件行い、支援決定額は約 68 億円であった。また、平成 27 年度に実際に投資が開始されたのは、前年度に支援決定が行われた案件のうち投資未実行であったものも含めて 6 件であり、実投資額は 72 億円であった。その結果、平成 27 年度末までの累計では、支援決定件数は 15 件、支援決定額は 387 億円、投資実行件数は 13 件、実投資額は 287 億円となった。

昨年度に支援決定を行った多数の案件に対して、着実に投資実行に移り事業を推進している点について評価できる一方、昨年度に比べ支援決定に鈍化が見られた。これは、最高投資責任者（CIO）が平成 27 年 6 月に任期満了により退任し、一時期 CIO が不在となったこと等によるものである。その後新 CIO が着任し、CJ 機構の体制は正常化しており、今後より一層の積極的な支援拡大が期待される。

表 1. 平成 27 年度までの支援決定等の実績

	支援決定額	実投資額	年度末 借入金残額	支援決定 件数	投資実行 件数※	処分決定 件数
平成 25 年度	0 億円	0 億円		0	0	0
平成 26 年度	318 億円	215 億円		12	7	0
平成 27 年度	68 億円	71 億円		3	6	0
累計	387 億円	287 億円		15	13	0

※ 年度毎の件数は、当該年度に投資を開始した件数。

II. 支援基準との適合性

法第 24 条に定められたとおり、経済産業大臣の定める支援基準に従って支援決定が行われているかという点について、評価を行う。

平成 27 年度の支援決定案件は 3 件であり、個々の具体的な内容は、巻末の別紙 1 に示すとおりである。法第 16 条に基づき、支援決定に際しては、海外需要開拓委員会において決定することとされているが、これら全ての案件について、海外需要開拓委員会が適法に開催され、支援基準への適合が十分に確認され、経済産業大臣及び事業所管大臣から提出された意見を踏まえた上で、支援決定が行われていると認められる。

特に、3件中2件はCJ機構として初めてのサブファンドへのLP出資である。サブファンドへのLP出資は、投資の専門性・機動性・柔軟性といった観点から有効な投資方式であるが、個別の事業への支援決定をCJ機構本体ではなくサブファンドで行うことになるため、個別の事業に対して、CJ機構本体の支援基準を満たすことの担保や、適切なモニタリングを行っていくことが重要である。この点、平成27年度は、CJ機構と経済産業省の間で、下記の通り、サブファンドへ出資を行う際の要件の整理を行った。2件はいずれもこれらの要件を満たしており、適切な出資決定がなされていると認められる。

<サブファンドへ出資を行う際の要件>

<p>①個別案件への出資が支援基準を満たす仕組み（※）が確保されていること。</p> <p>②ファンドの投資を決定する投資委員会等にCJ機構のメンバー（オブザーバー）を受け入れる等、適切なガバナンス体制となっていること。</p> <p>③投資先のファンドが、ハンズオン支援を行える体制となっていること。</p> <p>④ファンドマネージャーがファンド活動期間中を通してその活動にコミットしていること。</p> <p>※支援基準を満たす具体的な仕組み</p> <p>以下のような方策により、各事業の支援基準適合性を担保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資方針を契約に規定し、契約違反の場合に契約解除等の措置を担保。 ・オブザーバーの参加により、CJ機構が案件毎の支援決定の適合性を監視。 ・海外需要開拓委員会に、各案件の定期報告を行い、監視・牽制を行う。

<支援基準への適合実績>

（1）支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準

項目	実績
（1）政策的意義	<p>○平成27年度に投資決定した3件について、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務によって海外需要の獲得に資する案件であると認められる。</p> <p>○2件のサブファンド案件について、投資委員会にオブザーバ</p>

	<p>一として参加するなど、個別投資案件の政策的性との適合性に係るモニタリング体制が確保されている。</p>
(2) 収益性等の確保	<p>○平成 27 年度に投資決定した 3 件について、</p> <p>①海外需要開拓委員会において適切な経営体制が確保されていることを確認の上、支援決定を行うとともに、CJ 機構から社外取締役や投資委員会のオブザーバー等を派遣することによって、適切な執行体制を確保している。</p> <p>②民間からの協調出資が確保されている。</p> <p>③共同出資者による買い戻し、第三者への売却、IPO いずれかの方法によって EXIT し、CJ 機構が設定した KPI に従って 5～7 年で、概ね 1.5 倍の収益性を確保することとしている。</p>
(3) 波及効果	<p>○平成 27 年度に投資決定した 3 件について、①様々な企業・業種との連携、②発信力、③市場開拓の先駆け、④共同基盤の提供のうち、一つ又は複数の効果を有すると考えられる。また案件毎に、経済産業大臣や事業所管大臣からの意見等も踏まえ、政策的意義が大きく、また波及効果の高い適切な個別 KPI を設定している。</p>

(2) 対象事業活動支援全般について CJ 機構が努めるべき事項

項目	実績
(1) 投資事業全体としての長期収益性の確保	<p>○CJ 機構では、支援基準に従って、1.0 倍超の長期収益性を確保することを KPI の目標として設定している。平成 27 年度は支援決定後間もないため収益性の評価は出来ないが、現段階で下方修正した事業は存在せず、適切に事業を実施していると評価できる。引き続き、支援案件の組成と適切なモニタリング等を行うことにより CJ 機構全体としての長期収益性の確保に努めることが期待される。</p>
(2) 投資事業全体として分散投資となること	<p>○CJ 機構では、①投資規模、②地域・通貨、③業種について、投資事業全体として分散された投資を行うこととしている。</p>

	<p>平成 27 年度までの支援決定案件については、①投資規模は 1 億円規模から 100 億円規模まで幅広く扱い、平均投資規模は約 26 億円、②地域別の件数：アジア 5 件、欧米 3 件、中東 1 件、日本国内(インバウンド)1 件、全世界(インターネットの活用等) 5 件、③業種別の件数：メディアコンテンツ分野 6 件、食・サービス分野 5 件、ファッション・ライフスタイル分野 3 件、インバウンド案件 1 件となっており、適切に分散した投資が行われていると言える。</p>
<p>(3) 民業補完</p>	<p>○CJ 機構は、民間だけではリスクを負いきれず投資に躊躇がある事業(例えば、海外マーケットや規制に関する情報の不足、海外での事業実績の不足等により、民間資金獲得や事業パートナー形成が困難な事業)に対して、民間との協調出資によるリスクマネー供給やハンズオン支援を行っている。</p> <p>○CJ 機構は、民業補完の原則に則り、民間企業からの協調出資等の事業総額に対する割合を、10 年後目途に 50%超とすることを目標としている。平成 27 年度までの案件では、約 75% (民間資金総額(※) 1,180 億円)となっており、目標水準を上回り、民間資金の呼び水となっている。</p> <p>※民間資金総額は、CJ 機構への民間からの出資金総額と個別支援案件における民間からの協調出資総額の合計。</p>
<p>(4) 民間のノウハウを最大限活用した運用と投資規律の確保</p>	<p>○投資規律の確保については、社外取締役を含む海外需要開拓委員会において、個々の案件の投資基準の充足や適切な経営体制の確保を確認した上で支援決定を行っている。</p> <p>○全体のポートフォリオを担当する最高投資責任者(CIO)が平成 27 年 6 月に任期満了により退任し、後任の調整が難航した結果、8 ヶ月間 CIO が不在となり、この間の案件形成に鈍化が見られた。しかし、平成 28 年 2 月に新 CIO が着任しており、現在は CJ 機構の体制は正常化している。</p> <p>○また、職員についても、引き続き、必要な人材の各方面から</p>

	<p>の登用を行い、海外市場や流行に通じ事業を見極める機能と事業性を判断する機能のバランスがとれた体制を強化している。</p> <p>○投資の専門性・機動性・柔軟性といった観点から、サブファンド出資も積極的に活用している。</p> <p>○個別案件に対するフォローアップ等については、平成 27 年度までの支援決定案件のうち 14 案件について CJ 機構から社外取締役等を派遣するとともに、事業を推進するための様々な支援を実施している。</p> <p>○民間の類似事業者の慣行等を踏まえ、業績に応じた評価を導入し、退職金に反映するなどの報酬制度を検討中。</p>
<p>(5) 政府の関係施策等との連携</p>	<p>○「『日本再興戦略』改訂 2015」、「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」(平成 27 年 6 月クールジャパン戦略推進会議決定) 等において CJ 機構の事業が位置づけられており、これらも踏まえつつ事業を実施している。</p> <p>○他機関との連携については、</p> <p>①官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会官民ファンド連携チーム会合において、地域活性化に係る各ファンドの投資手法の共有や協調支援の検討が行われている。例えば、平成 28 年 3 月に支援決定を行った瀬戸内観光ファンド案件においては、海外需要獲得のノウハウを提供する CJ 機構と地銀との連携役を務める日本政策投資銀行との協調出資が行われている。</p> <p>②平成 27 年 3 月に鳥取県と業務提携を締結し、地域から世界への展開を目指す企業への支援体制を強化した。</p>

Ⅲ. 投資実行後の取組

(1) 投資後のモニタリング体制

CJ 機構では、投資グループから独立した投資管理部を設け、投資案件のモニタリングの

ための複層的なチェック体制を構築しており、適切な管理がなされていることは評価できる。

具体的には、①各案件について月次で継続的に、投資グループと投資管理部の間で情報共有を行っている。その上で、四半期毎に、②モニタリング会議において、投資案件全体について投資グループから役員に進捗状況等の報告を行い、③監査役をメンバーに加えた投資管理委員会において、特に事業の進捗に懸念が見られる事案を中心に投資管理部から報告を行い、評価・必要な追加対策を検討し、最終的に、④社外取締役も参加する海外需要開拓委員会に報告し、必要な場合には、追加出資や株式売却等、事業の進捗状況に応じた適切な意思決定につなげることとしている。

平成 27 年度においては、新たに専門家を配置して、投資モニタリングの体制の強化を行った。新規案件 3 件を含む全 15 件の事業がモニタリング対象となっているが、いずれの案件も組成後間もない時期であり、モニタリング上問題は見受けられていない。また、サブファンド案件についても、投資委員会にオブザーバーとして参加するなど、政策と個別投資案件の適合性に係るモニタリング体制が確保されている。今後も、最大限の政策効果を発揮していくべく、引き続き適切なモニタリングを継続していくことが求められる。

(2) 中長期的なポートフォリオバランス

CJ 機構では、収益性確保とリスク管理の観点から、投資規模、地域・通貨、業種について、より分散された投資を行うよう努めている（適切なポートフォリオ運用）。投資後においても、投資案件に対して複層的なモニタリングを行う中で、ポートフォリオの状況について併せて報告し、評価・必要な追加対策の検討を行っており、適切なポートフォリオ運用がなされていることは評価できる。

IV. CJ 機構全体及び個別案件の KPI の達成状況

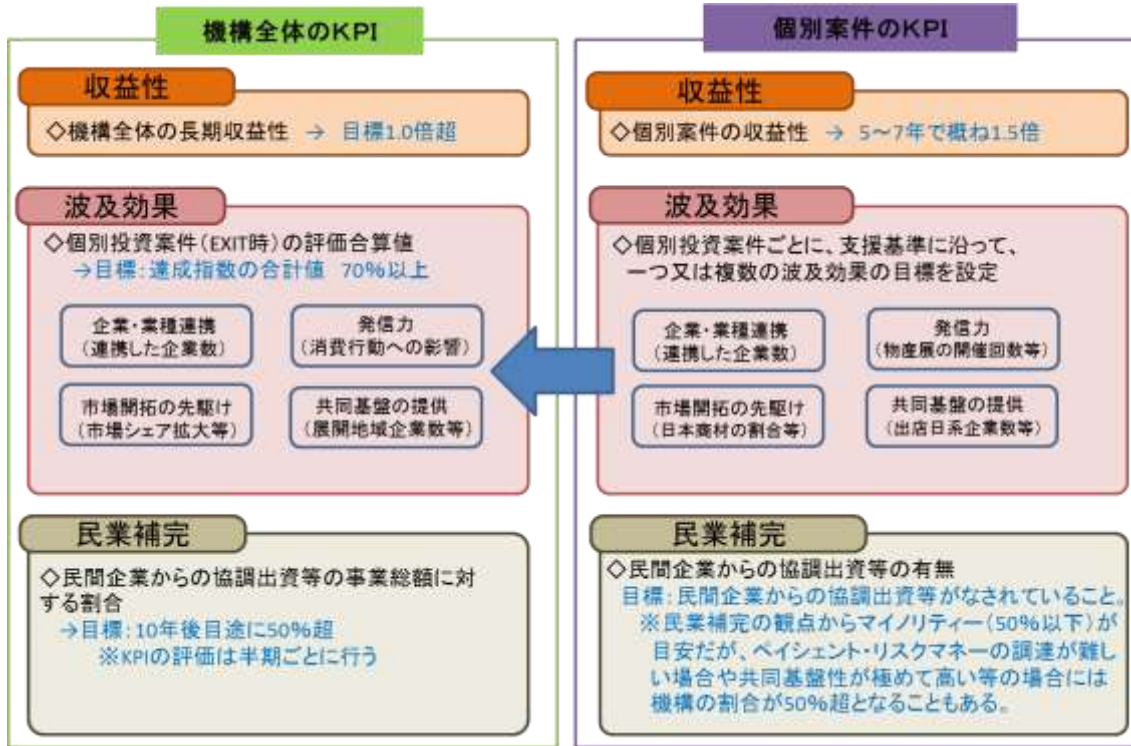
各官民ファンドは、平成 25 年 9 月にとりまとめられた「官民ファンドの運営に係るガイドライン」のもとに適切に運用されているかを検証するため、KPI を設定するとともに目標値達成に向けた取組を進めている。

CJ 機構の KPI 及びその達成状況については表 5 に示すとおりである。なお、①収益性、②波及効果の目標の達成状況については、平成 27 年度までに支援決定した事業がまだ始ま

っていない、あるいは始まったばかりであり、EXITした案件もないため、評価出来ないが、
③民業補完については平成27年度までの案件では民間からの出資比率が約75%と目標水準を上回っており、評価できる。

個別案件におけるKPIの目標値については、監査役監視の下、社内の投資委員会での審議を経て、海外需要開拓委員会で決定することになっており、決定にあたっては、経済産業大臣、事業所管大臣からの意見等も踏まえて、政策的意義が大きく、また波及効果の高い目標設定となるようにしている。引き続き、個別案件ごとに設定したKPIの目標値達成に向けて支援をしていくことが求められる。

表5. CJ機構のKPI



ファンド全体のKPI

KPI	進捗状況(平成28年3月末時点)	成果目標	KPI区分								
1 収益性 機構全体の長期収益性	現在までに計15件の案件を公表しており、 全体として1.0倍超の長期収益を目指している。 引き続き、成果目標を達成できるよう、今後の進捗状況についてフォローしていく。	1.0倍超	N								
2 波及効果 個別投資案件(EXIT時)の評価合算値 (※個別投資案件ごとに、支援基準に沿って、一つまたは複数の波及効果の目標を設定。EXIT時に当該目標に対する評価と出資額の加重平均を算出。)	現在までに公表している計15件の案件について、 それぞれ2~3項目の波及効果の目標を具体的に設定。 引き続き、成果目標を達成できるよう、今後の進捗状況についてフォローしていく。 <table border="1"> <tr> <td>企業・業種連携</td> <td>日本産材の仕入れ先企業数 地域名品取扱い数</td> </tr> <tr> <td>発信力</td> <td>日本関連イベント・催事回数 地方発の映像コンテンツの取扱い数</td> </tr> <tr> <td>市場開拓の先駆け</td> <td>日本産材・サービスの売上割合 日本からの輸出品目数</td> </tr> <tr> <td>共同基盤の提供</td> <td>日系企業出店数・割合</td> </tr> </table>	企業・業種連携	日本産材の仕入れ先企業数 地域名品取扱い数	発信力	日本関連イベント・催事回数 地方発の映像コンテンツの取扱い数	市場開拓の先駆け	日本産材・サービスの売上割合 日本からの輸出品目数	共同基盤の提供	日系企業出店数・割合	達成指数の合計値 70%以上	N
企業・業種連携	日本産材の仕入れ先企業数 地域名品取扱い数										
発信力	日本関連イベント・催事回数 地方発の映像コンテンツの取扱い数										
市場開拓の先駆け	日本産材・サービスの売上割合 日本からの輸出品目数										
共同基盤の提供	日系企業出店数・割合										
3 民業補完 民間企業からの協調出資等の事業総額に対する割合	現状: 達成 目標ライン 50% 1567億円 100% 28年3月末 75% (1180億円)	10年後目途に 50%超 ※KPIの評価は半期ごとに行う	A								

個別案件KPIの総括的状況

収益性、波及効果のKPIについては、個別案件のほとんどが、まだ事業が始まっていない、あるいは始まったばかりであり、評価は今後実施。民業補完のKPIについては、全ての案件で民間からの協調出資があり、目標を達成している。

V. 収入・支出予算の適切な執行

CJ 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を経済産業大臣に提出して、その認可を受けなければならないとされており（法第 29 条第 1 項）、また、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならないとされている（法第 31 条）。よって、収入・支出の適正性の評価は、認可予算と実際の収入・支出の状況を精査して行う。

① 収入予算の分析（主な項目の説明）

<出資金収入>

平成 27 年度の出資金収入は、民間出資金として地方銀行（京葉銀行）から 1 億円が追加され、民間からの出資金は合計 107 億円となった。民間資金活用の観点や、適切な財務基盤強化の観点から、評価できる。政府出資金については、予算として 300 億円の追加出資枠を確保し、そのうち 116 億円の出資を受けた。

表 2. 民間株主（平成 27 年度末時点）

アサツー ディ・ケイ	大日本印刷	バンダイナムコホールディングス
ANA ホールディングス	太陽生命保険	フジ・メディア・ホールディングス
エイチ・ツー・オー リテイリング	大和証券グループ本社	みずほ銀行
大垣共立銀行	高島屋	三井住友銀行
京葉銀行※	電通	三井住友信託銀行
ジェイティービー	凸版印刷	三越伊勢丹ホールディングス
J.フロント リテイリング	博報堂 DY グループ	LIXILグループ
商工組合中央金庫	パソナグループ	

（※印は平成 27 年度中の増資）

<借入金>

平成 27 年度は市中から資金を調達する必要性がなかったため借入金は生じていない。

表 3. 主要な収入データ

科目	収入予算額	収入決定済額
	円	円
(款) 出資金収入	30,000,000,000	11,700,000,000
(項) 政府出資金	30,000,000,000	11,600,000,000
(項) 民間出資金	0	100,000,000
(款) 借入金	25,000,000,000	0
(款) その他	26,213,000	29,477,099
合 計	55,026,213,000	11,729,477,099

② 支出予算の分析（主な項目の説明）

<出資金支出>

平成 27 年度の出資金支出は、約 71 億円であり、予算額（460 億円）から約 389 億円の減額となっている。これは、昨年度以降に支援決定を行った多数の案件に対して、着実に投資実行に移っている一方で、一時期の CIO の不在等により平成 27 年度の支援決定に鈍化が見られたためであり、今後より一層の積極的な支援拡大が期待される。

<事業諸費>

平成 27 年度の事業諸費は、約 111 百万円であり、予算額（約 1,330 百万円）から約 1,219 百万円の減額となっている。これは、調査費用、旅費、支払利息等の減少によるものであり、特段の問題は認められない。

<一般管理費>

平成 27 年度の一般管理費は、約 1,292 百万円であり、予算額（約 2,075 百万円）から約 783 百万円の減額となっている。これは、役職員給与が年度当初の予算認可時点で想定されていた定員 96 名と実員 60 名の差により費用が低減した結果等によるものである。役職員数については設立当初より着実に増加しているが、支援件数の増加及び事業の円滑化に向けて、引き続き優れた人材の積極的な採用を進めていく必要があり、翌年度以降も、役職員の増員が予定されている。今後も必要な役職員を積極的に採用していくことが期待される。

表4. 主要な支出データ

科目	支出予算額	支出決定済額
	円	円
(項) 出資金	46,000,000,000	7,115,672,243
(項) 借入金償還金	11,500,000,000	0
(項) 事業諸費	1,330,354,000	111,358,684
(目) 事業諸費	32,400,000	12,500,005
(目) 調査費用	1,117,910,000	58,731,560
(目) 旅費	88,044,000	39,983,668
(目) 支払利息	92,000,000	143,451
(項) 一般管理費	2,074,626,000	1,292,120,664
(目) 役職員給与	1,399,962,000	787,174,986
(目) 諸謝金	23,538,000	22,625,909
(目) 事務費	649,526,000	475,725,256
(目) 交際費	1,600,000	1,235,789
(目) 固定資産取得費用	0	5,358,724
合 計	60,904,980,000	8,519,151,591

以上より、収入・支出については、経済産業大臣から認可された収入・支出予算の範囲内で適切に執行されていると評価できる。

Ⅲ 総括

本評価では、CJ 機構が平成 27 年度に実施した業務の実績評価を行った。

平成 27 年度においては、合計 3 件、約 68 億円の支援決定が行われ、平成 27 年度に投資が開始されたのは、前年度に支援決定が行われた案件のうち投資未実行であったものも含めて 6 件であり、実投資額は 72 億円であった。いずれの投資案件も支援基準に適合した事業であるとともに、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に則り、KPI（①収益性、②波及効果、③民業補完）の達成に向けて着実に事業を実施しているなど、適正な運営を行っていることは評価できる。

また、平成 27 年度は CJ 機構として初めてのサブファンドへの LP 出資や中東案件への出資を行っており、クールジャパンの幅広い可能性を活かしたポートフォリオの分散や新規領域の開拓を積極的に行っていることは評価できる。

他方、全体のポートフォリオを担当する最高投資責任者（CIO）が任期満了に伴う退任により 8 ヶ月間不在となり、その間、案件形成に鈍化が見られたことは事実である。その後、新 CIO が着任し、CJ 機構の運営体制は正常化していると言えるが、今後、より一層の案件発掘・組成と CJ 機構の運営体制強化に努め、支援拡大を実現していくことが求められる。

今後は、全体の支援拡大方針の中で、インバウンドや地方創生に資する事業等、政府方針と対応した政策的意義の高い分野・地域等での案件組成を戦略的に進めるとともに、業務提携機関や他の官民ファンド等との連携強化を進め、それぞれが有する高い専門性を活かした効果的・効率的な支援を実施していくことが重要である。

＜平成 27 年度に支援決定を行った案件概要＞

① パリにおける日本各地の地域産品の欧州展開支援事業

項目	内容
対象事業者	SAS ENIS
支援公表月	平成 27 年 11 月
支援決定額	1 億円
事業概要	世界への情報発信地パリ中心部に、地域産品のマーケティング、販路開拓等を継続的に展開するビジネス拠点を構築。
支援基準の適合性	
(1) 政策的意義	<p>地域産品のプロモーション拠点として、現地のバイヤー・消費者に商材価値を適切に伝え、地域産品をブランディングし需要を開拓する。</p> <p>初挑戦から本格的立上までの一連の業務を支援、中小零細規模の地域産品事業者の欧州輸出を促進する。</p> <p>現地の小売・卸事業者等の手間を軽減(小口一括・正規通関・ユーロ建 DDP 等)して日本の地域産品の取扱を拡大する。</p>
(2) 収益性等の確保	<p>【①適切な執行体制の確保】</p> <p>本事業を立ち上げたオーナーを核に、現地ビジネスに明るい日本人で基本機能を抑えた組織体制となっている。</p> <p>【②民間事業者等からの資金供給】</p> <p>オーナー及び他の個人共同投資家が当初必要投資額の過半を拠出する。</p> <p>【③取得する株式等の処分の蓋然性】</p> <p>事業規模等に鑑み、早期安定的な回収が行えるストラクチャーを構築している。</p>
(3) 波及効果	<p>【①様々な企業・業種との連携】</p> <p>産地事業者・地公体、現地小売・卸事業者が使うオープンなプラットフォーム、利用実績ある事業者・地公体の評価も高い。</p> <p>【②発信力】</p>

	<p>現地生活者や観光客が多く集まるパリー区でアンテナ機能を持つ店舗を運営、地域産品を発信する(既に4年の実績あり)。</p> <p>【③市場開拓の先駆け】</p> <p>これまで輸出が進んでいない商材をテーマ性を持たせたポップアップ等の形で現地に紹介、地域産品を欧州でブランディングする。</p> <p>【④共同基盤】</p> <p>実務対応のリソースがない国内事業者と小ロット取引志向の現地事業者の間のボトルネックを解消する共同基盤となる。</p>
<p>大臣意見 (経済産業大臣)</p>	<p>本事業の実施にあたっては、中小企業による多様な地域産品の海外需要を開拓するとともに、地域の魅力を伝えること等を通じて、日本への誘客を促進するよう、適切に事業に取り組まれない。</p>

② 瀬戸内地域における観光産業活性化のためのファンドへの LP 出資

項目	内容
対象事業者	せとうち観光活性化ファンド
支援公表月	平成 28 年 3 月
支援決定額	10 億円
事業概要	瀬戸内 7 県の瀬戸内ブランド推進の動きと連携し、同地域の地方銀行 7 行、DBJ 等とインバウンドに繋がる観光産業振興ファンドへの LP 出資を行う。
支援基準の適合性	
(1) 政策的意義	来日旅行者への観光サービス需要開拓に資するプロジェクト事業者の資金調達を円滑化。各事業者の事業拡充を通じて、観光サービスの販売量・質を向上させ観光目的地としての日本のプレゼンスを高めると共に、瀬戸内地域の交流人口増加による地域経済活性化にも寄与する。
(2) 収益性等の確保	<p>【①適切な執行体制の確保】</p> <p>最終投資意思決定を行う GP 会社には、地域ファンド運営に実績のある DBJ 及び外部パートナーがコミットしている。また、投資意思決定機会には、主要地銀及び CJF 等 LP 出資者もオブザーバー参加が可能である。</p> <p>【②民間事業者等からの資金供給】</p> <p>主要地銀等により必要投資額の過半を拠出する。</p> <p>【③取得する株式等の処分の蓋然性】</p> <p>ファンド存続機関 10 年+2 年の延長オプションでのファンド償還によるエグジットを見込む。</p>
(3) 波及効果	<p>【①様々な企業・業種との連携】</p> <p>「瀬戸内ブランド推進体制」(瀬戸内地域 DM0) には、主要地銀を含め各種域内事業者が参画、経営支援等を通じた域内連携を図る。</p> <p>【②発信力】</p> <p>海外からの交流人口の増加を通じて、海外消費者に旅行目的地とし</p>

	<p>ての瀬戸内地域の特徴を発信する。</p> <p>【③市場開拓の先駆け】</p> <p>来日旅行者も含めた消費者に対する、地域の潜在力のある観光資源を活用した事業展開による、観光サービス需要開拓の先駆けとなる。</p> <p>【④共同基盤】</p> <p>当該地域にて観光関連事業を行う中堅・中小企業が、来日旅行者も含めた消費者に対する観光サービスの拡充等を目指す際に、資金調達の共有基盤として活用する。</p>
<p>サブファンドの適格性の担保</p>	<p>投資委員会にオブザーバーとして参加し、個別投資案件の政策性と適合性に係るモニタリング体制を確保。</p> <p>投資委員会前の案件検討会議で協議される投資案件情報について適時共有のうえ、CJ 機構の知見を基に助言を行う。</p>
<p>大臣意見 (経済産業大臣)</p>	<p>本事業の実施にあたっては、設立するファンドに対し、適切な監視・牽制体制を構築するとともに、本事業を呼び水として日系企業による中東市場の開拓を進め、日本産食材の普及・輸出促進につながるよう、適切に事業に取り組まれない。</p>

③ 中東向け日本の「食」・「農」輸出促進支援のためのファンドへのLP出資

項目	内容
対象事業者	Gulf Japan Food Fund
支援公表月	平成 28 年 3 月
支援決定額	4000 万米ドル
事業概要	中東への日本の食・農林水産物の輸出促進のためのフードバリューチェーン構築を目的とするファンドへのLP出資
支援基準の適合性	
(1) 政策的意義	来日旅行者への観光サービス需要開拓に資するプロジェクト事業者の資金調達を円滑化。各事業者の事業拡充を通じて、観光サービスの販売量・質を向上させ観光目的地としての日本のプレゼンスを高めると共に、瀬戸内地域の交流人口増加による地域経済活性化にも寄与。
(2) 収益性等の確保	<p>【①適切な執行体制の確保】</p> <p>最終投資意思決定を行う GP 会社には、地域ファンド運営に実績のある DBJ 及び外部パートナーがコミットしている。また、投資意思決定機会には、主要地銀及び CJF 等 LP 出資者もオブザーバー参加が可能である。</p> <p>【②民間事業者等からの資金供給】</p> <p>主要地銀等により必要投資額の過半を拠出する。</p> <p>【③取得する株式等の処分の蓋然性】</p> <p>ファンド存続機関 10 年+2 年の延長オプションでのファンド償還によるエグジットを見込む。</p>
(3) 波及効果	<p>【①様々な企業・業種との連携】</p> <p>「瀬戸内ブランド推進体制」には、主要地銀を含め各種域内事業者が参画、経営支援等を通じた域内連携を図る。</p> <p>【②発信力】</p> <p>海外からの交流人口の増加を通じて、海外消費者に旅行目的地としての瀬戸内地域の特徴を発信する。</p>

	<p>【③市場開拓の先駆け】</p> <p>来日旅行者も含めた消費者に対する、地域の潜在力のある観光資源を活用した事業展開による、観光サービス需要開拓の先駆けとなる。</p> <p>【④共同基盤】</p> <p>当該地域にて観光関連事業を行う中堅・中小企業が、来日旅行者も含めた消費者に対する観光サービスの拡充等を目指す際に、資金調達の共有基盤として活用する。</p>
サブファンドの適格性の担保	<p>投資委員会にオブザーバーとして参加し、個別投資案件の政策性と適合性に係るモニタリング体制を確保。</p> <p>LP アドバイザリーコミッティーに参加し、ガバナンス体制・利益相反の確認に関与する。</p>
大臣意見 (経済産業大臣)	<p>本事業の実施にあたっては、設立するファンドに対し、適切な監視・牽制体制を構築するとともに、地域の観光資源を活用した事業を展開することによって、地方におけるインバウンド需要の開拓及び経済の活性化につながるよう、適切に事業に取り組まれない。</p>